

## 発信者情報開示の在り方に関する研究会（第5回）

1 日時 令和2年8月28日（金）11時00分～12時00分

2 開催形式 WEB会議

3 出席者

（1）構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、垣内構成員、北澤構成員、  
栗田構成員、清水構成員、北條構成員、前田構成員、丸橋構成員、若江構成員

（2）オブザーバー

法務省民事局 大野参事官

文化庁 高藤著作権調査官

（3）総務省

高市総務大臣、谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、  
吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、梅村データ通信課長、片桐消費  
者行政第一課長、小川消費者行政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、中川課  
長補佐

4 議事

（1）意見募集の結果等

（2）中間とりまとめ（案）について

（3）意見交換

【曾我部座長】 定刻になりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会、第5回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第4回会合に引き続き、ウェブ会議による開催とさせていただきます。

なお、本日は会議の終了前に、高市総務大臣から御挨拶をいただく予定となっております。

では、事務局よりウェブ会議に関する開催上の注意事項について御案内がございます。また、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っておりますので、事務局から新任の皆様を御紹介いたします。よろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第二課の中川でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々におかれましては、御発言の前にお名前を必ず言及いただきますようお願いいたします。

ハウリング等防止のため、発言時以外にはミュート、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。自由討議において御発言を希望される際には、事前にチャット欄にて発言したいという旨書き込んでいただければと思います。座長から発言者を指名させていただきます。発言する際には、マイクをオンにして、終わりましたらオフにさせていただきますと幸いです。

なお、本日、会議終了前に高市総務大臣からの御挨拶がございますので、その際には私から御案内しますので、カメラをオンにさせていただきますようお願いいたします。その際、カメラ撮りの背後に先生のお顔が映り込むことを予定しておりますので、お含みおきいただきますようお願いいたします。

また、接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時御連絡いただければ、事務局のほうで対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続きまして、本会議に出席している幹部職員について、異動があった者を順に御紹介させていただきますので、一言ずつ御挨拶をお願いいたします。

まず、竹内総合通信基盤局長、お願いいたします。

【竹内総合通信基盤局長】 7月に総合通信基盤局長に着任いたしました竹内でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、今川電気通信事業部長、お願いいたします。

【今川電気通信事業部長】 同じく電気通信事業部長に昨年着任しました今川でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、吉田総合通信基盤局総務課長、お願いいたします。

【吉田総合通信基盤局総務課長】 同じく7月に総務課長のほうに着任しました吉田です。よろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 続きまして、梅村データ通信課長、お願いいたします。

【梅村データ通信課長】 前職の消費者行政第一課長から7月にデータ通信課長に着任いたしました。引き続きよろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、片桐消費者行政第一課長、お願いいたします。

【片桐消費者行政第一課長】 同じく7月に消費者行政第一課長を拝命いたしました片桐でございます。よろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、小川消費者行政第二課長、お願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 7月に消費者行政第二課長に着任いたしました小川でございます。よろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 ありがとうございます。

最後に、高田消費者行政第二課企画官、お願いいたします。

【高田消費者行政第二課企画官】 同じく高田でございます。よろしくをお願いいたします。

【中川課長補佐】 以上で紹介は終わります。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。曾我部座長、よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。本日の議事でございますけれども、まずは意見募集結果を踏まえた中間とりまとめ（案）について御議論いただき、中間とりま

とめを決定したいと思います。その後、中間とりまとめにおいて、最終取りまとめに向けて本研究会として引き続き検討をしていくとされた課題について、構成員の皆様方から御意見をいただければと思います。

ということで、議事の1つ目ですけれども、前回会合で議論されました中間とりまとめ（案）につきまして、構成員の皆様からの御議論を踏まえ、7月16日から8月14日までの間意見募集を実施しましたところ、事務局において提出された意見に対する本研究会の考え方の案を御作成いただきましたので、意見募集の結果等と併せて御説明をいただきたいと思ひます。では、よろしくお願ひします。

【中川課長補佐】 同しく事務局の中川でございます。

それでは、資料5-1に沿って御説明させていただきたいと思ひます。時間の都合上、非常に多くの意見をいただきましたが、一部の意見のみ御紹介させていただきたいと思ひます。

まず3ページ目を御覧いただければと思ひます。こちらが寄せられた意見の概要でございますが、意見提出数は94件でございます。意見提出者は資料のとおりでございます、多くの法人の方から御意見をいただいたほか、弁護士から11件、個人の方から57件の御意見をいただきました。

それでは、5ページ目以降に、寄せられた意見を類型化した上で主な意見を掲載しておりますので、このうち、主要なものに限って私から御説明させていただきます。

まず8ページ目をお願いいたします。3、検討に当たっての基本的な考え方についての御意見でございます。意見3-1、被害者救済と、適法な情報発信を行っている者のプライバシー・通信の秘密・表現の自由の両者の法益を適切に確保することが重要という御意見をいただきました。

また、9ページ目でございますが、意見3-2において、プロバイダ側の視点も必要という御意見をいただきました。この御意見を踏まえまして、中間とりまとめ（案）のほうに、「その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要である。」という旨を追記させていただきました。

10ページ目を御覧ください。意見3-3として、表現の自由の名の下に匿名で中傷することやそれを助長することは許されないという御意見をいただいております。こちら、この御意見を踏まえまして、「匿名の陰に隠れた誹謗中傷や著作権侵害等の他人の権利を侵害する情報発信を行うことは許されず」という旨を追記させていただきました。

続きまして、第2章、具体的な検討事項についての御意見に移りたいと思います。13ページ目を御覧ください。まず電話番号についての御意見でございます。意見4(1)-1として、電話番号を開示対象に追加することに賛成という御意見をいただきました。この意見、大変多くの御意見をいただいたことを申し添えます。

続きまして、14ページ目でございますが、意見4(1)-3として、電話会社が弁護士会照会に応じてよい場合について、ガイドラインで明確化が必要という御意見をいただきました。この点については、右に記載のとおり、ガイドラインに何らかの解説を記述することが適当であるとしております。

15ページ目を御覧ください。意見4(1)-5として、電話番号が正しく登録されていない可能性があるため、発信者である蓋然性の高い電話番号の開示のみ認めるべきという御意見をいただいております。この点につきましては、現行の電子メールアドレスについては、現行省令の第3号において「発信者の電子メールアドレス」と規定されておまして、発信者の情報である場合に限って電子メールアドレスの開示が認められております。電子メールアドレスの場合と同様に、電話番号についても発信者の情報である場合に限って開示対象とすることが適当であると考えております。

ページ、大分飛びますが、21ページ目を御覧ください。続きまして、ログイン時情報に関する御意見です。意見4(2)-1として、ログイン時情報を開示対象に追加することに賛成という御意見をいただきました。この御意見についても、多くの御意見が寄せられたことを申し添えます。

続きまして、22ページ目でございますが、意見4(2)-3として、開示関係役務提供者の法改正が必要という御意見をいただきました。他方で、意見4(2)-4として、開示関係役務提供者の法改正は不要という御意見もいただいております。いずれも今後の検討に参考とさせていただきたいと思っております。

また、23ページ目でございますが、意見4(2)-5として、権利侵害投稿の通信とログイン時の通信が同一の発信者によるものである場合に限り開示できることとすることについて賛成という御意見もいただいております。

25ページ目を御覧ください。意見4(2)-7番として、開示対象の範囲に絞り込みが必要、あるいは26ページ目でございますが、8番目の意見として、ログイン時情報に関して幅広に開示対象とすべき、様々な御意見をいただいております。

続きまして、28ページ目でございます。その他の開示情報についての御意見です。意

見4(3)-1として、接続先IPアドレスを開示対象とすることに賛成という御意見をいただいております。

続きまして、31ページ目に移ります。5番目の新たな裁判手続の創設について、に関する御意見でございます。意見5-1として、新たな裁判手続に賛成、意見5-2として、新たな裁判手続に反対、あるいは32ページ目でございますが、意見5-3として、今後、慎重な議論が必要、非常に様々な御意見をいただいております。この点に関しては、右側の考え方にありますとおり、新たな裁判手続の創設については、本中間とりまとめを踏まえて、今後、被害者の救済の観点のみならず発信者の権利利益の確保の観点にも十分配慮を図りながら、様々な立場からの意見を幅広く聴取して、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて検討を進めていくことが適当であるとしておりますので、いただいた御意見は今後の検討の参考といたします。

また、37ページ目でございますけれども、意見5-7として、権利侵害の明白性要件は維持すべきという御意見をいただいております。この点につきましては、考え方として、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くのご構成員からあったことも踏まえて、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要があると考えてございます。

また、39ページでございますが、意見5-10として、発信者の権利利益の確保が必要、また、次のページ、意見5-11として、スラップ訴訟の懸念への対応や、濫用・濫訴防止の方策が必要という御意見をいただきました。この2点についても多くの御意見をいただいたことを申し添えます。

続きまして、ページ数、飛びますが、48ページ目をお願いいたします。6番のログの保全に関する取扱いについての御意見でございます。意見6-1として、特定のログ保全の仕組みの導入に賛成という意見をいただいております。この点についても多くの御意見をいただきました。

また、51ページ目でございますが、意見6-5として、事業者に対する一律のログ保存の仕組みについては慎重という御意見もいただいております。

続きまして、55ページ目をお願いいたします。7番の海外事業者への発信者情報開示に関する課題に関する御意見でございます。意見7-1として、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠という意見をいただいております。

続きまして、59ページ目をお願いいたします。裁判外(任意)での開示の促進に関する

る御意見でございます。意見8-1として、任意開示の促進に総論賛成、また、意見8-2として、ガイドラインの追加に賛成という御意見をいただいております。

また、60ページ目でございますが、意見8-3として、独立した専門的な第三者機関の設置による任意開示の促進を検討すべきというような御意見もいただいております。

あとは、その他の御意見は幅広く記載させていただいておりますが73ページ目、最後のページを御覧いただければと思っております。意見9-10に文言修正の御指摘の御意見をまとめてございます。その中で、最後の御意見でございますが、「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした連絡先の登録」という記載について、「連絡先」という言葉は不適切ではないかという御意見いただきましたので、この御意見を踏まえまして、「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした電話番号の登録が一般化しつつ」という文言に修正させていただいております。その他、修字的な修正は適宜加えさせていただきました。

私から5-1の御紹介は以上になります。

**【曾我部座長】** どうもありがとうございました。続きまして、意見募集を踏まえまして中間とりまとめ（案）につきまして、事務局より御説明をお願いします。

**【中川課長補佐】** 同じく事務局の中川でございます。それでは、パブリックコメントを踏まえまして、中間とりまとめ（案）について、主に意見募集を踏まえた修正箇所を中心にポイントのみかいつまんで御説明させていただければと思っております。

まず6ページ目を御覧ください。この検討に当たっての基本的な考え方の中で、先ほども御紹介したとおり、発信者情報開示に係る制度の趣旨として、匿名の陰に隠れた誹謗中傷や著作権侵害等の他人の権利を侵害する情報発信を行うことは許されず、その上で権利侵害を受けた者の裁判を受ける権利の保障という重要な目的を達成するために、被害者救済とプライバシー、通信の秘密、表現の自由という両者の法益を適切に確保することにあると考えられると記載しております。また、注の7番として、その他、プロバイダの負担という観点にも留意が必要であると考えてございます。

8ページ目をお願いいたします。電話番号に関する記載でございます。電話番号のAの有用性の3行目でございますが、「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした電話番号の登録が一般化しつつあり」と記載してございます。

10ページ目まで飛びまして、今後、電話番号を開示対象に追加することの是非としては、ここは変更点ございませんが、電話番号については、これを発信者情報開示の対象に

追加することの有用性・必要性・相当性が認められ、また、法律委任の範囲内であると言えることから、開示対象として省令に追加することが適当であると考えております。

続きまして、15ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。ログイン時情報の扱いについて、でございます。開示対象の範囲が不明確であるために実務が混乱することのないように、開示対象となるログイン時情報を省令において明確化することが適当である。また、請求の相手方となる「開示関係役務提供者」の範囲を明確化する観点から、必要に応じて、法改正によって対応を図ることを視野に入れ、具体化に向けた整理を進めていくことが適当であるとしております。

これ以降、主に修正はございませんが、もともとの中間とりまとめ（案）の主要なところについて、簡単に触れさせていただきます。

17ページでございます。新たな裁判手続の扱いにつきまして、17ページ目の上のほうです。例えば法改正により非訟手続等として被害者からの申立てにより裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組みを創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当としております。

22ページ目をお願いいたします。ログの保存に関する取扱いについてです。22ページ目の下のほうです。早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みについて、この導入に向けて、法改正を視野に制度設計の具体化に向けた検討を深めていくことが適当であると記載をしております。

また、23ページ目、海外事業者への発信者情報開示に関する課題については、前述の新たな裁判手続の仕組みの具体化の検討に当たって、この観点も踏まえつつ検討を進めることが適当としております。

24ページ目でございます。裁判外開示の促進については、権利侵害が明らかである場合については、プロバイダが迷うことなく開示の判断を行いやすくする観点から、例えば民間相談機関の充実やガイドラインを集積するなどの取組が有効であるとしております。

25ページ目、第3章、今後の検討の進め方、まとめ部分でございます。総務省においては、本中間とりまとめを踏まえ、発信者情報の開示対象の追加については、まずは電話番号を開示対象に追加するため、迅速に省令の改正を行うことが適当である。併せて、当該省令に関して円滑な運用が行われるよう、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説を改訂することが適当としております。また、ログイン時情報については、省令改正ほか、必要に応じて法改正によって対応を図ることも視野に入れて、具体

化を進めていくことが適当。また、新たな裁判手続の創設、特定の通信ログの早期保全のための方策等については、本中間とりまとめを踏まえて、法改正により新たな裁判手続を創設することについて、創設の可否を含めて検討を進めていくことが適当としております。そして、本研究会では、これらの課題に関して、さらに整理が必要な事項について引き続き議論を行い、最終取りまとめにおいて追加的に提言を行う予定として記載しております。

中間とりまとめ（案）の修正部分や主なポイントについては以上となります。これで説明を終わらせていただきます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。では、次の議題3の意見交換というところなんですけれども、これ、2つに分けまして、まずはただいま御説明いただいた意見募集を踏まえました中間とりまとめ（案）につきまして、構成員の皆様方から御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。一言ですけれども、発言させていただきたいと思います。今回たくさんの御意見をいただきまして、その考え方の整理、御尽力いただきまして、ありがとうございました。

それで、5ページだと思いますが、脚注でプロバイダの責任、負担に配慮する文言を加えていただいた点については、理解できるところでございます。パブコメにもありましたように、プロバイダ事業の営業の自由とか、不当な規制を受けないということも大変重要なことだと思われるところです。

そうではありますけれども、プロバイダがSNSなどの表現の場を提供することによって利益を得られていますし、ともすれば人権侵害などの危険をつくり出しているという見方をすることもできますので、やはりSNSなどのプロバイダ事業は一定の社会的責任が伴う事業であると考えられます。このような場を濫用したりする方や、それによって被害を受ける人への対応、そして、それにもかかわらず自由な言論の場を確保するという点については、プロバイダにおいても一定の負担を甘受しなければならないということは、この場においても改めて確認しておく必要があるかと思っております。

もちろんその負担が不当に過大なものになり過ぎますと、表現そのものに対する萎縮効果などが簡単に生じてしまいますので、過度に負担が大きくなるように吟味していくことはもちろん必要だと思っております。その点では今後新たな裁判手続ということを考

えていくわけですが、ログの保存などについて、大量なログを取り扱うプロバイダにとって実務的に可能な制度設計を行うことが望まれていると思います。

そこで、本文のところで注釈7の位置づけなんですけれども、今、注釈がついているところ、被害者救済と表現の自由の確保という両者の法益の確保について述べた部分につけられているんですが、そこよりはすぐ下の2行の注釈にしたほうが何かしっくりくるように思われます。「具体的な制度設計に当たっては、常にこの観点に留意しながら検討を深めることが適当である。」と書かれているその後ろ辺りにつけるような内容なのかなと思って拝見した次第です。御検討いただければと思います。

取りあえず以上でございます。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。続きまして、若江構成員、お願いします。

**【若江構成員】**      ありがとうございます。若江です。大変丁寧にまとめていただきまして、ありがとうございます。今回の中間とりまとめ（案）にひとまず異論はないんですけれども、ただ、1つ、最近の動きを踏まえて今後の検討課題として申し上げたいのが、最近、誹謗中傷対策をうたう弁護士の方の中で、有名人やタレントに対して手数料なしで発信者への通知を引き受けると喧伝したりとか、あるいはアンチの顔を友人限定で回覧しているとかつぶやく弁護士がいたりとかして話題になっておりまして、今後、制度の濫用的な事案が増えていかないかという懸念があります。今回のパブコメでの意見募集結果を見ておりましても、事務局がピックアップしてくださったものだけ見ても、制度の濫用を懸念する声が随分多くて、数えても20件近く寄せられていたものを見まして、こうした声を踏まえても、これから手続をつくる際にこれらの懸念を心にとどめていただきたいなと思いました。

以上です。よろしくをお願いします。

**【曾我部座長】**      ありがとうございます。そのほか、この案についての御意見ということなんですけれども、いかがでしょうか。よろしいですか。

今の若江構成員の御意見は、特に具体的な修正ということではなかったかなと思いますけれども、大谷構成員の御発言は、注の位置を、注7をちょっと動かすということですよ。なんですけれども、そこはどちらが適当かというのは、私のほうで引き取らせていただいてと思いますので、よろしくをお願いします。

そのほか、御修正案等ございますでしょうか。よろしいですかね。

栗田構成員、お願いします。

【栗田構成員】 名古屋大学の栗田です。資料5-2「中間とりまとめ（案）」の8頁に「発信者に対して直接連絡するために用いられることも考えられるが、発信者に直接連絡するために用いることは、発信者を特定してその相手方に損害賠償請求の行使等の被害者救済を可能とするとの目的から必ずしも大きく逸脱した使い方であるとはいえない」という記述があります。前回から表現を緩和して頂いているのは分かりますが、本研究会の議論では、電話番号は「弁護士会照会等を通じて、発信者の氏名及び住所を取得する」（同7頁）ために有用、必要であることが開示対象に追加する理由とされていたのであり、「発信者に対して直接連絡する」ことを可能にすることは少なくとも主な理由ではなかったかと思えます。そうすると、やはり、「発信者に対して直接連絡する」ことを積極的に認めるような記述は望ましくないように思います。

以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。今、電話番号のお話が出たんですけども、2回目の研究会のときに私が指摘させていただいた点とも少し重なるんですけども、発信者との連絡手段が電話番号しかないようなプロバイダが、現行の4条2項の意見照会をどうすればいいのかという点は確認をしておきたいと思っています。何のための電話番号なのかというところはあるんですが、一応、電話番号なので、まずは実際に電話をかけてみるということもあり得るのかもしれないんですけども、そういった対応が実務的に現実的と言えるかというのはなかなか難しいと思っています。

あとは、4条2項の意見照会をしたことをどう証拠化するのか、形に残すのかという問題があると思っています。

また、もし今後、電話番号を任意開示すること、こういったケースが出てくるのであれば、プロバイダが発信者に対して、例えば1度電話しても出なかったというだけで任意開示してしまっているのかというところが少し問題があるのかなと思っています。現時点では、私としては感覚的に、十分な意見照会ができないケースでなかなか任意開示するのは難しいんだろうなとは思っているんですけども、こういった、こういった意見照会をすべきかという内容について、ひょっとすると、これは今後、逐条解説なりそういった解説対策の中で明らかにするレベルの話なのかもしれないんですけども、電話番号しか持たないプロバイダがどう意見照会すればいいのかというところを現場で迷うようなことがないように整理をお願いしたいと思っています。

以上です。

【中川課長補佐】 事務局、中川でございます。曾我部先生の接続の調子が悪いようなので、私から代わりに議事を進行させていただきます。上沼先生、お願いいたします。

【上沼構成員】 栗田先生からの御意見を聞いて、たしか最初に清水先生に、メールアドレスの開示についてどういうふうに使われているかを質問させていただいたと思うんですけども、そのとき清水先生は、直接メールアドレスで連絡をされたりするとおっしゃっていましたがどうかという点について、ちょっと確認をさせていただければと思っております。

【清水構成員】 清水です。メールアドレスが開示された場合に、そのメールアドレスを使って直接連絡をするということは基本あまりないと思います。まずは、住所、氏名が、それが正しいものなのかということ調べた上で、住所、氏名が郵便等で分かるのであれば、まずそれで郵便で連絡することが一般的かなと思います。ただ、それらで連絡がつかないなどの場合には、例外的にメールなどで連絡を取ることはあり得るのかなと思います。

加えて、先ほど栗田先生がおっしゃっていた趣旨は、電話をかけるというようなことがあまり適切ではないのではないのかという趣旨かなということかと受け取ったのですが、かけることはあり得るのかなと思いますので、現状の書き方で問題はないのかなと私は思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。栗田先生、お願いします。

【栗田構成員】 栗田です。すみません、私の言い方が悪かったかと思います。開示された電話番号を用いて発信者に直接連絡すべきではない、という趣旨ではございません。パブリックコメントにもあったように思いますが、例えば、「不正ログイン等を防止するセキュリティ対策を目的とした電話番号の登録」（資料5-2「中間とりまとめ（案）」7頁）の場合には、ユーザーは必ずしもそこで登録された電話番号に連絡が来ることを想定していません。また、電話番号を追加する理由としても、その電話番号を用いて発信者に直接連絡することが主要な理由とされていたわけではないように思います。そうすると、開示された電話番号を用いて発信者に直接連絡することもあり得るでしょうし、それを否定するわけでもないのですが、「中間とりまとめ」においてそうした利用方法を正面から認めるような記述をする必要があるのだろうか、と感じた次第です。ややこしくて申し訳

ありません。以上です。

【曾我部座長】 今の8ページの下のところの書きぶりは様々な評価があるようですが、そういうことでいうと、今の書きぶりが最大公約数的なニュアンスを反映しているようにも思いますので、ここについて、特に強い御異論がなければ、ここはこのままということでもよろしいですかね。

清水先生はこれでよいということですよ。

【清水構成員】 そうですね。

【曾我部座長】 栗田先生も、これで極めておかしいというわけでもないという。一応、正当な使い方ではないというようなニュアンスは入っているということではあると思うんですけども。

【栗田構成員】 そうですね。以前の文案よりも少し和らげた書き方にさせていただいているので、このままでも大きな問題はないと思います。

【曾我部座長】 ですので、ここはちょっと御意見が分かれるところだと思うので、これぐらいの書きぶりでお認めいただけるとありがたいかなと思いますけれども、よろしいですかね。

【栗田構成員】 分かりました。

【曾我部座長】 ありがとうございます。このままでよいという御意見もチャットでいただいていますので、8ページの下のところはこの書きぶりということできらせていただきたいと思います。

それから、時間が大分迫ってきているんですけども、修正意見についてもしほかにおありであれば、よろしくお願ひしますが、いかがでしょうか。

【中川課長補佐】 事務局から補足させていただきます。

【曾我部座長】 はい、お願いします。

【中川課長補佐】 曾我部先生と相談させていただきたいと思いますが、注7の位置をずらすことについて、事務局としては差し支えないと思っておりますので、座長と相談して確定させていただきたいと思っております。

【曾我部座長】 分かりました。では、注7の位置をずらすという方向性で最終的に追って確定するということにさせていただきます。

そのほか御修正点がなければ、今の点だけ留保して確定とさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。

大丈夫ですかね。ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、最終取りまとめに向けて本研究会として引き続き検討を進めていくとされた課題につきまして、構成員の皆様方から御意見をいただきます。ただ、ちょっと時間が迫っておりますので、10分程度の範囲内でお願いしたいと思いますが、冒頭、事務局からも御説明ありましたように、この場で御発言され切れない部分については、別途事務局のほうにお知らせいただくということですので、よろしくをお願いします。

そうしましたら、御発言ありましたら、よろしくをお願いします。いかがでしょう。

よろしいですか。特に本日御発言まだされていない先生方も含めて何かあれば。いかがでしょうか。あんまり時間がないと言い過ぎたかもしれませんが、若干はございますので、ぜひよろしくをお願いします。

北條先生、よろしくをお願いします。

【北條構成員】 すみません、北條と申します。よろしくをお願いします。

1点だけなんですけれども、今回のような問題点を考えるに当たって重要な点として、匿名表現とは何かという点をもう少し議論してもいいのかなと思っていた次第です。つまり、発信者を完全に特定できない完全匿名性を保護の対象にするのか、表現としての段階では匿名だけれども、侵害行為があった場合は、最終的に特定可能であるという状態の匿名表現を保護すべきなのかという、この辺りがあまりはっきりしていない気がいたします。このように、匿名性の中にも二通りあるんじゃないかなと考えておりますので、どちらを保護の対象とすべきかを今後何らかの形で議論できればと思っております。ありがとうございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかが。もう一方ぐらひは時間的にいけると思いますが、いかがでしょうか。

北澤先生まず御発言いただいて、もし時間があれば、若江先生にお願いするということで、簡潔にお願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。今後なんですけれども、先ほど北條先生おっしゃられたように、確かに匿名表現の自由のテーマについては、もう少し位置づけについて整理をしてもいいのかなと思っております。前回にもお話ししたように、制度のつくり方によっては保障の程度が変わるところがあって、その点は議論したいと思っております。

あとは、現行制度でも濫用が問題となる事例が起きておりますので、そういった問題点も踏まえて検討をしていきたいなと思っております。

すみません、以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、若江さん、お願いできますか。

【若江構成員】 すみません、時間がないところ。今回の意見を見ておりました結構なるほどなと思ったのが、発信者に意見照会することによる萎縮効果を心配する意見が結構あるなと思ったんです。例えば新たな裁判手続で発信者が関与できるようにするというふうにするけれども、そうすると、裁判所からもしいきなり問合せが来たら不安に感じてしまう、関与のさせ方に注意が必要だというような意見もありました。

確かに今でも一般の投稿者は、意見照会を受けるだけで怖くなってしまって、実際に違法な投稿じゃなくても自ら消してしまうことが少なくないという実態がこの検討会でも紹介されておりましたし、さっき例に挙げました手数料ゼロで対応しますとうたっている弁護士なんかも、発信者に通知すること自体を威嚇のために使っているみたいなそういう現状があるのかなと思いましたので、今後の話なんですけれども、例えば新たな裁判手続でプロバイダが不開示相当と考えた場合に、裁判所から意見照会を実施しないという許可をもらえば照会しなくてもいいみたいな要件を盛り込むのも1つの考えじゃないかなと思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございました。そうしましたら、時間の関係もございまずので、この辺りで討議を終了させていただければと思います。先ほど申し上げましたとおり、引き続き検討を進めていくとされた課題について、まだ追加で御意見ある場合については、また別途お知らせいただくということでよろしくお願いします。

では、会議の終了前に、高市総務大臣から御挨拶をいただきます。高市大臣お見えになりますので、しばらくお待ちいただければと思います。

【中川課長補佐】 私から事務的な連絡を1つさせていただきます。

先ほど座長より御説明いただきましたとおり、中間とりまとめにつきましては、1か所、注7の位置をずらすという修正がございますので、その点反映させた上で、座長からも了解いただきましたので、その上で事務局として手続を行ってまいります。

御意見については、別途御案内いたしますので、追加でメールをいただければと思います。

それでは、曾我部先生、御案内をお願いいたします。

【曾我部座長】 それでは、本日は高市総務大臣から御挨拶いただけるということで

ので、大臣、よろしくお願いたします。

【高市総務大臣】 皆様、おはようございます。今日は、閣議、閣議後記者会見がございましたので、出席が遅くなりすみません。曾我部座長はじめとする構成員の先生方、また、オブザーバーの皆様におかれましては、本日も御多用の中御出席を賜り、誠にありがとうございました。

これまでこの研究会におかれましては、インターネット上の権利侵害によって被害を受けた方をどのように救うことができるかという視点から発信者情報開示の在り方を巡って様々な論点について御議論いただき、本日は、意見募集結果を踏まえた中間とりまとめをしていただきました。大変御多用の中、短期間の間に今後のルールづくりの指針となる内容をおまとめいただきましたことに心より感謝を申し上げます。

中間とりまとめにおきましては、被害救済の迅速化を図る観点から、開示の対象となる発信者情報に発信者の電話番号を追加することが適当であると整理をしていただきましたので、総務省におきましても今月中に省令改正を行うことといたします。

一方で、被害者の方々をより迅速かつ効果的に救済する観点から、新たな裁判手続の創設や権利侵害情報の投稿に係る特定の通信ログを早期に保全する方策などについての検討が残されております。構成員の先生方には引き続き御苦勞をおかけいたしますけれども、最終とりまとめに向けて精力的な御議論を賜りまして、今後の方向性をお示しいたきますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

【曾我部座長】 高市大臣、どうもありがとうございました。

先ほど事務局から事務連絡いただきましたけれども、そのほか、事務局のほうからよろしいでしょうか。

【中川課長補佐】 ございません。

【曾我部座長】 どうもありがとうございます。

そうしましたら、本日の議事は以上で全て終了いたしましたので、以上で発信者情報開示の在り方に関する研究会の第5回会合を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。